

1. 施設利用状況等

□図書館利用統計等

(単位：人、件、冊、日)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者数	R3	5,564	5,648	5,311	6,629	3,735	3,769	6,013	6,462	6,142	4,663	5,404	6,091	65,431
	R4	5,891	6,176	5,998	6,997	7,033	6,186	6,332	6,600	5,668	4789	5757	6,598	74,025
	R5	6,507	6,373	6,441	8,072	8,967	8,205	7,255	7,349	6,536	5,640	7,720	7,792	86,857
	R6	6,364	7,546	7,742	8,575	10,085	8,314	7,407	8,078	6,371	5,739	7,732	7,082	91,035
貸出冊数	R3	12,966	13,727	13,182	15,188	7,815	9,326	14,050	14,909	15,241	13,134	13,637	13,569	156,744
	R4	13,631	12,946	12,557	14,549	14,265	12,494	12,830	12,943	12,348	11,306	11,929	12,924	154,722
	R5	13,309	11,489	11,952	13,881	14,043	12,108	11,556	12,136	11,623	10,641	12,218	12,841	147,797
	R6	10,896	11,160	13,034	12,319	14,770	11,442	11,224	11,859	10,425	10,709	12,198	12,759	142,795
貸出人数	R3	3,080	3,323	3,178	3,645	1,861	2,064	3,289	3,432	3,473	2,942	3,123	3,287	36,697
	R4	3,302	3,125	3,017	3,499	3,430	3,028	3,066	3,163	2,960	2,634	2,896	3,256	37,376
	R5	3,242	2,919	3,074	3,516	3,652	3,195	2,974	3,069	2,881	2,601	3,207	3,359	37,689
	R6	2,809	2,904	3,314	3,210	3,892	3,110	3,049	3,116	2,678	2,673	3,206	3,353	37,314
レファレンス件数	R3	41	45	46	67	26	13	37	48	40	32	35	49	479
	R4	43	40	43	46	70	55	52	33	44	30	32	37	525
	R5	26	63	66	56	78	23	37	57	68	43	61	71	649
	R6	60	47	51	104	107	49	43	53	79	55	85	60	793
リクエスト件数	R3	779	806	682	712	1,256	1,211	854	815	792	778	770	797	10,252
	R4	748	688	708	819	876	839	692	873	776	702	817	840	9,378
	R5	833	673	835	840	683	803	693	688	693	684	801	691	8,917
	R6	568	765	778	783	672	683	700	703	681	697	723	715	8,468
相互貸借冊数 (貸出)	R3	123	77	102	126	74	87	116	79	91	88	101	97	1,161
	R4	81	74	90	76	102	96	59	74	88	93	94	102	1,029
	R5	58	76	99	97	96	73	94	79	60	78	110	118	1,038
	R6	76	107	84	92	124	101	128	115	86	90	104	85	1,192
相互貸借冊数 (借受)	R3	37	49	49	43	14	16	50	51	32	55	46	67	509
	R4	40	38	29	48	46	44	40	55	40	37	36	40	493
	R5	30	30	33	44	42	65	31	33	31	22	63	38	462
	R6	37	35	45	43	59	45	65	40	48	55	53	48	573
登録者数	R3	39	44	50	56	26	30	39	50	56	40	126	47	603
	R4	62	54	54	54	59	33	41	77	101	39	56	45	675
	R5	66	58	41	70	68	55	52	52	26	113	59	66	726
	R6	70	67	58	66	80	52	59	49	40	130	79	56	806
開館日数	R3	25	25	25	26	8	14	26	24	23	17	23	26	262
	R4	25	25	25	26	25	25	25	25	23	17	23	26	290
	R5	25	25	25	25	26	25	25	25	23	17	24	26	291
	R6	24	26	25	25	26	24	26	25	23	18	23	25	290

□電子図書館利用統計

(単位：人、点、件)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ログイン数	R3	95	81	100	92	128	117	85	65	83	75	112	52	1,085
	R4	65	92	101	46	94	40	56	56	67	78	47	70	812
	R5	42	66	32	56	57	53	40	25	43	52	114	70	650
	R6	79	90	28	29	42	42	31	19	26	40	79	52	557
貸出冊数	R3	72	74	78	56	105	81	56	30	72	48	103	40	815
	R4	63	68	62	45	51	37	43	48	29	56	35	55	592
	R5	36	58	48	48	38	73	50	18	36	32	52	35	524
	R6	38	39	36	20	38	29	17	22	19	26	83	38	405
貸出人数	R3	21	23	18	22	29	25	23	13	20	19	25	15	253
	R4	20	22	23	14	20	15	17	17	12	14	16	15	205
	R5	14	17	11	9	15	20	22	9	18	13	20	16	184
	R6	13	12	10	10	14	12	9	7	8	11	19	13	138
登録者数	R3	45	47	36	72	28	15	42	38	54	30	125	47	579
	R4	49	60	57	52	75	29	33	50	93	36	30	33	597
	R5	55	42	39	53	85	46	47	34	20	106	52	49	628
	R6	45	46	36	61	66	36	44	45	31	116	52	48	626
コンテンツ数	R3	481	481	507	507	507	519	519	519	560	560	560	595	-
	R4	545	557	557	557	567	580	580	592	592	516	516	530	-
	R5	530	525	526	511	511	511	499	499	499	473	473	566	-
	R6	547	546	544	544	544	544	544	544	544	575	631	631	-

□図書館蔵書数推移

(単位：冊)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書数	159,578	160,693	161,255	160,900
市民一人あたり	5.61	5.70	5.76	5.81

※年度末（3月31日時点）人口で算出

□施設利用状況

(単位：人、組)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インターネット	407	337	277	164
A Vブース	115	132	575	846
学習室1	2,564	3,402	5,031	6,428
図書除菌機	3,316	2,903	2,415	2,051
合 計	6,402	6,774	8,298	9,489

□複写機（収入実績）

(単位：件、円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
枚 数	702	1,389	1,558	1,191
金 額	11,110	17,130	22,460	17,240

□資料収集状況

(単位：冊)

資料区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般	2,836	2,642	2,643	2,595
児童	518	456	437	512
絵本・紙芝居	413	348	314	439
参考	24	29	35	23
洋書	2	1	1	0
地域資料	335	327	230	351
雑誌	1,443	1,403	1,341	1,374
A V	112	107	120	100
全体	5,683	5,313	5,121	5,394

□資料費について

(単位：円)

資料区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
図書資料（通常）	8,666,456	8,398,351	8,458,862	8,507,656
電子書籍	500,083	499,074	566,627	500,186
A V資料	1,305,480	1,380,940	1,699,285	1,380,720
合計	10,472,019	10,278,365	10,724,774	10,388,562

収入及び支出決算状況

(単位：円)

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	予算額	決算額	決算額	決算額	決算額
収入の部					
I 売上高	63,994,000	64,020,480	64,004,980	64,614,840	64,006,702
(内訳)					
指定管理料	63,968,000	63,968,000	63,968,000	64,596,000	63,968,000
コピー料収入	26,000	18,230	22,460	17,130	11,110
その他雑入	0	34,250	14,520	1,710	27,592
収入の部計	63,994,000	64,020,480	64,004,980	64,614,840	64,006,702
支出の部					
II 人件費	39,347,000	37,772,160	37,111,060	35,724,926	35,460,593
(内訳)					
給料手当		31,915,833	31,569,697	30,448,197	30,105,168
法定福利費		5,050,046	4,736,558	4,462,976	4,517,710
通勤費		806,281	804,805	813,753	837,715
III 事務費	17,567,000	17,501,709	17,098,092	17,851,717	17,518,061
(内訳)					
広告宣伝費		12,000	15,800	10,000	629,895
ガソリン代		23,321	27,724	30,255	30,578
旅費交通費		108,695	76,719	59,213	37,716
外部委託費		111,067	97,922	82,516	60,137
通信費		0	0	3,030	3,940
電話料金		167,705	175,677	187,435	199,442
電気料金		3,090,602	2,307,207	3,207,694	2,698,808
消耗品費		749,855	738,638	716,735	582,688
修繕費		0	0	0	57,200
保険料		80,890	52,060	60,120	66,440
事務用品費		819,857	947,187	1,316,951	796,591
会議費		0	0	11,013	23,628
リース料		664,875	624,084	570,084	573,684
賃借料		124,290	122,630	140,088	106,010
支払手数料		1,320	2,260	3,232	1,472
有料 D B 利用料		165,000	165,000	201,300	201,300
図書費 (通常分)		10,388,562	10,730,274	10,278,365	10,472,019
図書費 (映画収益分)		0	0	0	0
マーク作成料		885,940	894,190	899,250	917,730
講師料		67,210	71,810	66,546	55,683
諸会費		37,000	45,720	3,000	0
求人費		0	0	0	0
雑費		3,520	3,190	4,890	3,100
IV 消費税及び地方消費税	7,080,000	4,169,694	4,203,555	4,184,290	4,156,023
V 本社経費		4,530,000	5,566,593	6,822,632	6,847,424
支出の部計	63,994,000	63,973,563	63,979,300	64,583,565	63,982,101
収支差額	0	46,917	25,680	31,275	24,601

蕨崎市立図書館資料収集基準

（目的）

第1条 この基準は、蕨崎市立図書館条例（平成22年6月蕨崎市条例第21号。以下「条例」という。）第3条に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、蕨崎市立図書館（以下「図書館」という。）における資料（条例第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 収集の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 利用するすべての人々の生涯学習を支えるため、利用者の要求及び社会的な動向に配慮し、利用者の文化、教養、調査研究、レクリエーション、ビジネス、生活、趣味等に必要な資料及び情報を幅広く収集するものとする。
- (2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれることなく、多様な観点に立って幅広く資料を収集する。
- (3) 利用状況や出版状況を的確に把握し、資料費の有効な活用に努め、所蔵点数の計画的な増加を図る。

（資料収集の種類と方針）

第3条 収集する資料の種類と方針は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書
 - ① 利用者の文化、教養、調査研究、レクリエーション、ビジネス、生活、趣味等に役立つ資料を各分野にわたって幅広く収集する。
 - ② 常に利用者の知的要求に応えることができるように、時代に合った資料収集に努める。
- (2) 児童図書
 - ① 利用率が高く一定の評価が定まっている基本的な児童書はできる限り収集する。
 - ② 幼児・児童が興味や関心を持つ広い範囲の資料を絵本・紙芝居を含めて収集する。
 - ③ 小中学校の「調べ学習」に対応できるような各分野の資料を、複本も考慮して収集する。
- (3) ヤングアダルト資料

「活字離れ」が危惧される青少年が興味や関心を持ち親しみやすい、文化、教養、調査研究、レクリエーション、生活、趣味、及び人生について思索する際に参考となる資料等を収集する。

(4) 参考図書

利用者の調査・研究を援助する資料として、辞典・事典・年鑑・統計書・白書などの参考図書を各分野にわたって系統的に収集する。

(5) 雑誌

手軽な情報源として利用度が高いので、文化、教養、調査研究、レクリエーション、ビジネス、生活、趣味等に関する、さまざまな分野のものを収集する。

(6) 新聞

主要な日刊紙及び県内の地方紙のほか、外国語新聞などを収集する。

(7) 地域資料・行政資料

別に定める韮崎市立図書館地域資料取扱基準に従って収集する。

(8) 外国語資料

外国人及び外国語を勉強する日本人のために、英語、中国語、ハングル等で記述された資料及び児童書を選択して収集する。

(9) 視聴覚資料

社会的に評価の定まったものを中心に、DVDなどの資料を収集する。

(10) ハンディキャップサービスのための資料

大活字本や点字資料などを中心に、身体に障害がある人が利用できる資料を収集する。

(11) マンガ

原則完巻のものを対象として、以下の基準で収集する。

- ① マンガの文化や歴史などについて知ることのできる資料
- ② 学習マンガおよび入門書的な役割を果たすマンガ
- ③ 評価の定まった作家の作品
- ④ 芸術性・時代性を兼ね備えた作品

(12) その他

前11号までに含まれない資料についても、必要に応じて収集する。

(寄贈資料の収集)

第4条 資料寄贈の申し出があったときは、施行規則、基本方針及び別に定める「韮崎市立図書館寄贈資料受入基準」に基づき、受け入れを行う。

(蔵書の更新・除籍)

第5条 常に質の高い、時代に合った資料構成を維持するため、別に定める「韮崎市立図書館資料除籍基準」に基づいて資料保存の状況に留意しつつ、資料の除籍を行い、基本的資料及び利用度の高い資料については買い替え等により補充する。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、図書館における資料の収集に関し、必要な事項は館長が教育委員会の承認を得て別に定める。

附則

(施行期日)

この基準は、平成25年12月1日から施行する。

菰崎市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、菰崎市立図書館条例（平成22年6月菰崎市条例第21号。

以下「条例」という。）第3条に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、菰崎市立図書館（以下「図書館」という。）における資料（条例第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の除籍に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館において利用価値を失った資料を除籍することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な資料構成を維持するための資料の更新を行う。

2 長期間にわたり所在を確認できない資料を除籍扱いすることにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い、適正な資料構成の維持に努める。

(除籍の対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失資料

- ① 資料点検等において所在不明となったもののうち、3年を経過してもなお発見できなかったもの
- ② 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず3年以上回収不能なもの
- ③ 利用者が汚損、破損又は紛失した資料で、やむを得ない事情により本人若しくは保護者が現品での弁償が不可能なもの
- ④ 不可抗力による災害その他の事故によるもの

(2) 毀損資料

- ① 資料の汚損又は破損の程度が甚だしく修理不可能、又は修理の必要価値が認められないもの

(3) 不用資料

- ① 時間の経過等により、内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの
- ② 新版、改訂版又は同類資料の入手により、代替可能となり資料的価値がなくなったもの
- ③ 雑誌は2年（永年保存の雑誌を除く）、新聞類は3月（山梨日日新聞にあつては永年保存）を経過したもの
- ④ 利用の可能性が著しく低下したもの

(基準外)

第4条 次の資料は、除籍対象から除外する。

- (1) 郷土資料及びその関連資料並びに地域の行政資料
- (2) 年鑑、白書、統計、年次報告、年表等の定期刊行資料
- (3) 貴重資料、図書以外の貴重資料、叢書類図書、コレクション等
- (4) 内容の新旧にかかわらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する図書
- (5) 類書がないか、又は極端に少ない図書
- (6) 刊行頻度の少ない図書
- (7) 絶版その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ資料価値の高い図書
- (8) その他館長が必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、亡失資料となったものについては、除籍の対象とする。
(除籍資料の決定)

第5条 除籍の決定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 館長は、除籍基準に基づき除籍資料を選定するものとする。
- (2) 韮崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前号により選定された除籍資料を韮崎市財務規則（平成28年3月韮崎市規則第18号）第214条の規定により除籍資料として決定するものとする。

(除籍資料の譲与)

第6条 図書館は、除籍を決定して不用資料を、必要に応じて、個人又は営利を目的としない団体等に譲与できるものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、図書館における資料の除籍に関し、必要な事項は館長が教育委員会の承認を得て別に定める。

附 則

この基準は、平成14年5月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月31日から施行する。